規則第四条第六号に規定する分別基準適合物	
規則別表第二の六の項の下欄のイに掲げる業種	一〇〇分の五二・六一
規則別表第二の六の項の下欄のロに掲げる業種	一〇〇分の六・七八
規則別表第二の六の項の下欄のハに掲げる業種	一〇〇分の〇・一六
規則別表第二の六の項の下欄のニに掲げる業種	一〇〇分の五・八六
規則別表第二の六の項の下欄のホに掲げる業種	一〇〇分の二・〇九
規則別表第二の六の項の下欄のヘに掲げる業種	一〇〇分の五・〇七
規則別表第二の六の項の下欄のトに掲げる業種	一〇〇分の一二・四六
規則別表第二の六の項の下欄のチに掲げる業種	一〇〇分の一四・九七

規則第四条第六号に規定する分別基準適合物	
規則別表第二の六の項の下欄のイに掲げる業種	一〇〇分の五二・五五
規則別表第二の六の項の下欄のロに掲げる業種	一〇〇分の六・一四
規則別表第二の六の項の下欄のハに掲げる業種	一〇〇分の〇・二〇
規則別表第二の六の項の下欄のニに掲げる業種	一〇〇分の六・八七
規則別表第二の六の項の下欄のホに掲げる業種	一〇〇分の一・九二
規則別表第二の六の項の下欄のヘに掲げる業種	一〇〇分の四・三一
規則別表第二の六の項の下欄のトに掲げる業種	一〇〇分の一四・三七
規則別表第二の六の項の下欄のチに掲げる業種	一〇〇分の一三・六四

財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省、告示第四号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第十一条第二項第二号ロの規定に基づき、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十一条第二項第二号ロに規定する主務大臣が定める率（平成八年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省　告示第五号）の一部を次のように改正し、令和八年四月一日から適用する。

令和八年三月三十日

財務大臣　片山さつき
厚生労働大臣　上野賢一郎
農林水産大臣　鈴木　憲和
経済産業大臣　赤澤　亮正
環境大臣　石原　宏高

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後		
特定分別基準適合物	業種	率
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則（平成七年大蔵省、農林水産省、厚生省、通商産業省　令第一号。以下「規則」という。）第四条第一号に規定する分別基準適合物	規則別表第二の一の項の下欄のイに掲げる業種	一〇〇分の九五・六四
	規則別表第二の一の項の下欄のロに掲げる業種	一〇〇分の八六・五三
	規則別表第二の一の項の下欄のハに掲げる業種	一〇〇分の九一・二九
	規則別表第二の一の項の下欄のニに掲げる業種	一〇〇分の九八・八八

改正前		
特定分別基準適合物	業種	率
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則（平成七年大蔵省、農林水産省、厚生省、通商産業省　令第一号。以下「規則」という。）第四条第一号に規定する分別基準適合物	規則別表第二の一の項の下欄のイに掲げる業種	一〇〇分の九四・三五
	規則別表第二の一の項の下欄のロに掲げる業種	一〇〇分の八六・二五
	規則別表第二の一の項の下欄のハに掲げる業種	一〇〇分の九一・三四
	規則別表第二の一の項の下欄のニに掲げる業種	一〇〇分の九九・二二